

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

いま、重くのしかかる国民健康保険税（料）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や被雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国は、低所得の方々の保険税（料）軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約 3,400 億円の財政支援を行っている。しかし、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会及び全国市長会から、3,400 億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険税（料）がスタートした翌年の 1962 年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険税（料）に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要がある、被用者保険とのアンバランスは極力是正すべきと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022 年から未就学児の均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等な医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険税（料）の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。

よって、国に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 25 日

静岡県下田市議会

衆議院議長	殿	参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿	総務大臣	殿
厚生労働大臣	殿	財務大臣	殿